

官報號外

昭和二十二年十二月二十五日

○第一回 賀族院議事速記錄第十一號

昭和二十一年十二月二十四日(火曜日)
午前十時十二分開議
○議長(公爵徳川家正君) 諸般の報告事項は御異議がなければ朗讀を省略致しま

昭和二十二年十二月二十四日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

二 皇室與軍案（政府
議院送付）

第一讀會ノ續(委員長報告)

三 皇室經濟法案（政府提出、

衆議院送付
第一讀會ノ讀(委員長報)

第一話會

區裁判所出張所設置ノ請願

五 山形縣最上郡新庄町
會議

五 山形県最上郡新戸町 沢起點
トスル省營自動車竝トラックノ

環狀線開通ニ關スル請願會

六 奥羽本線新庄驛、最上郡大

藏村清水間二鐵道勸設ノ請願

七 信越本線鉢崎、青海川兩驛

間ノ笠島ニ停車場設置ノ請願

會

八 關門國道陰道速成ノ講願會

1

官報號外 昭和二十一年十二月二十五日 貴族院議事速記錄第十一號 議長の報告

官報號外
昭和二十一年十一月二十五日 賴族院議事速記録第十一號 議長の報告 會議 南海大震災に關する内務大臣の報告

明治二十五年三月三十一日

一千百四十二名、行方不明者百六十五名、住家全壊したるもの七千三百五十五戸、同じく半壊したるもの九千五百五十五戸等でありますと、之を府縣別に申上げて見ますと、先づ高知縣は被害の最も甚大であつた一つでありまするが、其の地域は高知市、須崎町、新宇佐町及び幡多郡方面でありますて、特に幡多郡は高知市の西方百五十キロの附近に位して居りまする爲に、現地では警察署員が萬難を排して徒步に依つて連絡を致します等、有らゆる努力を拂ひました結果、漸く被害の概観が分つて居る程度であります、只今迄の調査に依りますと、同縣下の被害は、死者が五百十七名、負傷者三百六十一名、行方不明者二十三名、家屋全壊したるもの三千六十一戸、半壊したもの一千百九十三戸、流失したるもの五百三十七戸、浸水家屋が三千六百四十戸、船舶舟艇の流失破損したるもの九百五十四隻でありますて、特に幡多郡中村町に於きましたが、詳細は今尙不明であります、多數の震の結果、全戸數の約八割に當る一千二百四十四戸の倒壊家屋と、三百三十五戸の半壊家屋を生じ、加ふるに、三箇所から發火致しまして、多數の家屋が焼失し、此の爲に死者二百六十三名、負傷者百十三名を出した模様でありますて、此の數字は、被害調査が進むに伴れて、尙増加

するものと思はれるのであります、尙高知港及び若松港では、岸壁が破損し、又鐵道は、土佐鐵岐線調免以西が不通となつて居る模様であります、和歌山縣に於きましては、震源地の位置から致しまして、津浪に依る被害が甚大の見込であります、有線、無線の電話、電信が孰れも不通となり、又鐵道も、南紀方面は不通であります爲、田邊市以南の被害の詳細は未だ的確に分つて居ないのであります、併し現地進駐軍の空中からの偵察、現地に派遣された縣係員の齎した報告、三重縣側から致しました調査、現地より避難して参りました罹災者の言葉を総合致しまするに、南紀一帶は地震と津浪に依りまして、被害が特に甚大であります、中でも串本町以東は特に激甚を極め、剩へ新宮市に於きましては、火災が起りまして、市街の大部分、約二千五百戸を焼失した模様であります、現在迄に判明して居ります和歌山縣下の被害の概要は、死者百三十四人、傷者百十五人、行方不明の者八十四名、全壊家屋二百九十二戸、半壊家屋一千百三十四戸、流失家屋千百三十一戸、焼失家屋二千三百九十二戸、浸水家屋一萬六百三十六戸、漁船流失破損六百七十九艘、橋梁破損二十箇所等であります、以上は被害に對しまして、和歌山縣當局に於きましては、和歌山港より船舶八隻に依つて、警察官、救護班、及び食糧其の他の救護物資を急送し、

又近接の大阪府、三重縣等よりもそれぞれ救援の人員物資を急送する等、萬

全の警備救援對策を講じつゝある次第であります、徳島縣に付きましては、

内務省から徳島縣に派遣致しました係官の報告に依りますれば、同縣では和歌山縣に面した海岸一帯と、南部の海

部郡、那賀郡の被害が最も甚大でありまして、津浪に依る家屋、田畠の流失

及び伊豫瀬岐線の一部が不通であります

まして、尚鐵道は一時高松、徳島及

たが、二十一日十五時復舊致し、陸上

交通には大した支障を來さなかつたの

が、其の主なる被害は淡路島が受けて居ります、其の概要は死者五十名、傷者五十九名、住家全壊二百九十一戸、半壊五百七十二戸、非住家全壊三百四十九戸、半壊二百三十戸、浸水家屋七百八十六戸等であります、次に愛媛縣

に於きましては、現在迄に判明して居りまする被害は、死者二十三名、傷者三百十五戸、流失家屋五百六十戸、船舟艇の流失

沈没破損四百四十三隻、橋梁破損十

七、堤防決済二十箇所、道路決済八十

箇所、田畠浸水一千五十町歩等であります、以上の被害に對しまして、縣

當局に於ては急速に救援の警報官四十

名を現地に派遣し、又救護本六百俵、調味料其の他の救援物資を船舶に依り急

送する等、萬全の措置を講じつゝある

のであります、香川縣では特に被災の甚だしかつた地域は、高松、坂出、丸龜

工場全壊二機、家屋焼失一戸、橋梁破

損一箇所、堤防決済四箇所、道路決済

二十七戸、流失家屋五百十五戸、浸水

浸水、及び家財の流失が極めて多い模

様であります、現在迄に判明致しまし

た被害の概要は、死者三百二十一戸、傷者三百三十一名、行方不明三十名、全

壊家屋一千三十三戸、半壊家屋千二百

五十戸、船舟艇の流失

者百三十九名、住家全壊二百九十一戸、半壊五百七十二戸、非住家全壊三百四十九戸、半壊二百三十戸、浸水家屋七百八十六戸等であります、次に愛媛縣

に於きましては、現在迄に判明して居りまする被害は、死者二十三名、傷者三百十五戸、流失家屋五百六十戸、船舟艇の流失

沈没破損四百四十三隻、橋梁破損十

七、堤防決済二十箇所、道路決済八十

箇所、田畠浸水一千五十町歩等であります、以上の被害に對しまして、縣

當局に於ては急速に救援の警報官四十

名を現地に派遣し、又救護本六百俵、調

味料其の他の救援物資を船舶に依り急

送する等、萬全の措置を講じつゝある

のであります、香川縣では特に被災の

甚だしかつた地域は、高松、坂出、丸龜

工場全壊二機、家屋焼失一戸、橋梁破

損一箇所、堤防決済四箇所、道路決済

二十七戸、流失家屋五百十五戸、浸水

浸水、及び家財の流失が極めて多い模

様であります、現在迄に判明致しまし

た被害の概要は、死者三百二十一戸、傷者三百三十一名、行方不明三十名、全

壊家屋一千三十三戸、半壊家屋千二百

五十戸、船舟艇の流失

者百三十九名、住家全壊二百九十一戸、半壊五百七十二戸、非住家全壊三百四十九戸、半壊二百三十戸、浸水家屋七百八十六戸等であります、次に愛媛縣

に於きましては、現在迄に判明して居りまする被害は、死者二十三名、傷者三百十五戸、流失家屋五百六十戸、船舟艇の流失

沈没破損四百四十三隻、橋梁破損十

七、堤防決済二十箇所、道路決済八十

箇所、田畠浸水一千五十町歩等であります、以上の被害に對しまして、縣

當局に於ては急速に救援の警報官四十

名を現地に派遣し、又救護本六百俵、調

味料其の他の救援物資を船舶に依り急

送する等、萬全の措置を講じつゝある

のであります、香川縣では特に被災の

甚だしかつた地域は、高松、坂出、丸龜

工場全壊二機、家屋焼失一戸、橋梁破

損一箇所、堤防決済四箇所、道路決済

二十七戸、流失家屋五百十五戸、浸水

浸水、及び家財の流失が極めて多い模

様であります、現在迄に判明致しまし

た被害の概要は、死者三百二十一戸、傷者三百三十一名、行方不明三十名、全

壊家屋一千三十三戸、半壊家屋千二百

五十戸、船舟艇の流失

者百三十九名、住家全壊二百九十一戸、半壊五百七十二戸、非住家全壊三百四十九戸、半壊二百三十戸、浸水家屋七百八十六戸等であります、次に愛媛縣

に於きましては、現在迄に判明して居りまする被害は、死者二十三名、傷者三百十五戸、流失家屋五百六十戸、船舟艇の流失

沈没破損四百四十三隻、橋梁破損十

七、堤防決済二十箇所、道路決済八十

箇所、田畠浸水一千五十町歩等であります、以上の被害に對しまして、縣

當局に於ては急速に救援の警報官四十

名を現地に派遣し、又救護本六百俵、調

味料其の他の救援物資を船舶に依り急

送する等、萬全の措置を講じつゝある

のであります、香川縣では特に被災の

甚だしかつた地域は、高松、坂出、丸龜

工場全壊二機、家屋焼失一戸、橋梁破

損一箇所、堤防決済四箇所、道路決済

二十七戸、流失家屋五百十五戸、浸水

浸水、及び家財の流失が極めて多い模

様であります、現在迄に判明致しまし

た被害の概要は、死者三百二十一戸、傷者三百三十一名、行方不明三十名、全

壊家屋一千三十三戸、半壊家屋千二百

五十戸、船舟艇の流失

者百三十九名、住家全壊二百九十一戸、半壊五百七十二戸、非住家全壊三百四十九戸、半壊二百三十戸、浸水家屋七百八十六戸等であります、次に愛媛縣

に於きましては、現在迄に判明して居りまする被害は、死者二十三名、傷者三百十五戸、流失家屋五百六十戸、船舟艇の流失

沈没破損四百四十三隻、橋梁破損十

七、堤防決済二十箇所、道路決済八十

箇所、田畠浸水一千五十町歩等であります、上の被害に對しまして、誠に同

情に堪へませぬ、十數萬に亘る罹災者に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

りますので、中央地方を通じ萬遺漏な

に對する當面の救護と、罹災地に於ける治安の維持は極めて重要なことであ

えども立つが如何であるかと云ふ質問に對しましては、斯かる廢止の條項がないと致しましても、制定者に於て廢止するの意旨表示があれば廢止せられるのである。大寶令の如きも廢止せられない法規として律せられて居るけれども、後に出てたる幾多の法律に依つて改められて居る現実範に對しては適當なる廢止の手續を取る用意があると云ふ答でござります、又現典範六十二條に依つて、新典範は皇族會議に諮詢をする方が妥當であると思はれるが如何であるか、殊に民主主義の見解から此のことあるを然りとする云ふ風に考へられるが如何であるかと云ふ質問に對しましては、新憲法は國會の議決に依つて皇室典範を制定することに規定さることあるを然りとするに規定さることあるを然りとするに規定されれて居るので、其の詰調を以てとしないと思考する、但し御身に於ては宮内省側と完全に意見の一一致を見たものであると云ふ答辯でありました、次に女帝及び退位と云ふ特別の場合を規定することに付ては、政府當局は如何に考へて居るか、又胎中皇子を認むることは適當ではないかと云ふ質問に對しましては、色々學説として此の三つの點を考へることは出来るであらうが、現在の基本的解釋としては、天皇崩する時に立場から肉身を有し給はざるべからずと、それ故に此の胎中天皇の件に付き国家及び國民の象徴としての天皇の御ては認める考がない、女帝の場合に於

ては、色々と過去の歴史から見ても、其の御立場を認める者は政府にはない、又御退位に付きましては、國民の感情の上からも、又歴史の過去の御退位の場合を想像しても、政府としては想豫をして居らない、規定する必、認めなかつたと云ふ説明でございました。又庶子……庶出子を認めると云ふことは如何であるかと云ふ點に付ての政府の答は、天皇が道のりの象徴であらせられる立場から、從來は別として、庶出子の御順位を此の際新しい憲法に於ては認めないで、最高の道徳の位置を天皇が持たるゝ關係から、嫡出子に限定したと云ふ説明でございました。又三種の神「みひ大嘗會」の規定ないのは如何であるかと云ふ場合は、一世一元の原則を其の儀踏襲すべきであるかつたと云ふ説明でございました。又改元が行はるゝと云ふ場合は、一世一元の原則を其の儀踏襲すべきであるか否かと云ふ質問がございましたが、之に付きましては、新興範は國法であつて、之を別に規定をして居ないが、明治元年の行政官の布告に依つて此の規定なくも。行面には支障ないと思考せられる云ふ説明でございました。典範法二條に用ひたと云ふことは、典範法として認められる以上、現行典範と其の性質を異にすると思ふ、即ち

現行典範は、眞髓として法律の制定の手續さに依らないで全般もせられて居ないのであるから此の點等は法律ではない取扱が必要ではないかと云ふ質問に對しまして、典範の語を用ひて居るが爲に、法律の一元化に對して或は疑惑を生ずるかも知れないが、皇室に對するかを生ずるかも知れないが、皇室に對する尊嚴性を保持する立場から、典範と云ふ語が使はれて居るのである、法律第何號と云ふ形を探つて公布される故に、錯覚は生じないであらうと云ふ答辯でありました又憲法三條の、國會の決議に依つて成立する此の典範は、故に、錯覚は生じないであらうと云ふ憲法改正後の皇位の繼承は明白でなければならぬから、其の準則の爲に、今日之を國會に諮るのである、憲法百條に依つて、此の憲法の爲に必要な準備法律行爲と云ふものは、其の制定を認められて居るからである、次に萬世一系の語が、新典範には現れて居ないのは遺憾である、原案に於て之を避けた感があるやに思はれるが、如何かと云ふ質問に對しては、萬世と云ふやうな比喩的の言葉は却て之を避けて、世襲と云ふ語を用ひて居るのであると云ふ説明でございました、それから皇室の構成は百世皇族と、皇室一家の一大原則に依つて成立して居る、富家は稱號であるのである、氏名ではない、天皇は皇族を監督すると云ふ言葉が現

典範にはあるが、此の規定もないが、それは如何なる理由かと云ふのに對し、公の秩序等の關係であれば、是は改正せられたる民法の規定に依るべきである。斯う云ふ説明でございました、尙天皇と皇族との特別地位に付て、特殊の規定がなければならないと思ふ、固より憲法一般に規定する關係以外に、皇族も、私生活としては國民と同じではあらせられるが、併し特殊の法規が必要ではないかと云ふ質問に對しましては、一般には皇族も、國民と同じ法規に依つて律せられるのが新しい憲法の原則ではあるが、皇位繼承と攝政との關係から例外を認めてあるのである、又皇室の財産は、至多二十四億人の一項に依る規定に依れば、同一個人の合意に依つて成立すると云ふ解釋にならざる、興範の十條に、皇室會議の職務を経ることを要すると言ふことと、建法との關係はどうなるか、例へば皇室會議を經ずして結婚を希望せられたやうな場合には、それは如何な關係になるか、即ち憲法二十四條の二項に依りまして、其の①婚姻が合法的であると考へられるか、或は然らざると云ふ質問でございました、ことに封しまして政府の答辯は、憲法二十四條の一項に依りまして、原則的にも、皇位の繼承の上から又純粹より相

統の上から或種の制限があると云ふことは、然であると云ふ答辯でございました。又元號の點に付て、新典範に於ては全く規定が缺けて居る、此の點に付て前にも質問があつたが、天皇が勅定せられる權能があらせられるのか、又内閣が決定せられるのかと云ふことに付きまして質問がございました、政府は此の點に於てはつきりした答辯を致されませぬで、天皇が勅定せられるか或は内閣が決定するか何れかであらうと、斯う云ふ答辯でございました、更に或委員から、現典範の三十一條は五世以下を王又は女王と致して居るに對して、新典範は三世以下にきしこしたことは如何なる理由であるかと云ふのに對しまして、當局は大寶令には五世以下は皇族でないとして居り、一世は親王であらせられ、二世は王であらせられる、明治年間には四世迄は親王と、五世以下を王とせられたが、本案は其の沿綱を採つたのであると、斯う云ふ御意でございました、更に攝政にして故障のある場合はどう云ふことの方策を採るかと云ふのに對しまして、政府は、攝政を置かれる場合と同じ手續に依つて認定をする事になると考へられると云ふ答辯でございました、又攝政として内親王又は女王が其の位置に御就きになる場合には、配偶者あるも可なりとするのであるか、詰り現在の典範に於ては配偶者なき者に限ると云ふ三條の規定があるが、新典

範に於ては配偶者あるも可とするも、うに見えるが如何のやうであるかと云ふ點に對しましては、さうである、配偶者あるも可なりと云ふ見解であると云ふ御説明であります、尙攝政の名稱は適當であるかどうか、國政を改めて國事と新憲法に規定したことによつても如何かと思はれるが、此の點政府の見解如何と云ふのに對しまして、當局は、新憲法に於ては國事に關する總ての行爲とあるも廣義に解して考へるならば、攝政と云ふ語で宜しいと思はれると云ふ説明でございました、其の外懇談を重ねまして、二回の懇談の後に、一番大きき問題と致しましては、先程も觸れましたやうに、憲法と典範とは二つの兩々對立した所の實質的の憲法である、かるが故に、法律よりも遙かに尊嚴な判定方法が必要である、之に對しては法律の言葉を以て現すが不可であると云ふ強力なる主張が質問の中に出で居りました、是は後に修正案として更に提案されましたので、後に御報告を致したいと存じて居ります、以上を以ちまして質問を終りまして、討論に移りましたのであります、其の討論の状況は、皇室典範と法律との關係に付きましたは、政府の意見は、飽く迄も典範を法律と認め、典範は法律の名稱を今回の案に於て持つて於ぎましては、討論者の意見に非常に、

更に典範の第五條に對して、皇后、太皇太后、皇太后の御敬稱の外、皇太子、皇太孫、皇孫妃に付きまして、皇族の御敬稱が明白でないと云ふ點に付て、第五條を改正したいと云ふ主張が出ました、之に對して討論の結果、澤山色々の諸論が出た譯であります、但し典範の第五條に委員から次のやうな修正意見が出たのであります、即ち典範の第五條には「皇后、太皇太后、皇太后」の下に「皇子、皇太子妃、皇太孫、皇孫妃」と云ふ字を加へたいこと、第六條には「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は」を「天皇より一世及び二世の嫡男系嫡出の子孫は」と改めると云ふこと、第十一條一項「王及び」を「王(皇嗣を除く)及び」と云ふのに改めたい、斯う云ふ修正の意見が出た譯であります、それから皇子、皇孫には特別の御位置がある、然るに皇族と稱し奉る第五條の中には、皇太子、皇太孫の名稱が入つて居ない、是では皇族と稱し奉ることが出來ないと思へるので、此の項目を入れたい、斯う云ふ説明でございました、それに對しまして反對論が出まして、此の法規に於きましては、假令皇太子並に皇太子妃と云ふ字を入れないでも、親王の御立場に於て十分に皇族と奉稱することが出来ると思ふが故に其の必要はなかろうと云ふ意見でございまして、又此の世數のことにつきましては、

は、天皇より一世及び二世と申上げないでも、今日提出されて居る所の典範案に於て「嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫」と書いてあるが故に、實際に於ては其の修正の必要がなからうと思はれると云ふ反対論が出ました、斯く致しまして、討議を終りまして、其の結果修正案は、少數を以て否決をされました、次に他の修正案は此の典範案の三十七條中に「この法律及び他の法律」と云ふのを「この典範及び法律」と改めたい、是は飽く迄も典範が法律以上のものであると云ふ點から申して、憲法が皇室典範と云ふ名稱を要求して居ると思ふが故に、憲法第五十九條二項のやうな場合の運用を想像せぬものと考へて居る、其の本質が法律であるか否かは憲法の解釋で決る所である、斯う云ふ説明でございました、此の二つの修正案に付きまして、憲法の全體の解釋から、新典範が法律であるは、將來の國法學から見ても適當でないと思ふ、憲法改正の趣意より見て、却て不都合であらうと云ふことで、反対の発表がございました、斯く致しまして、此の二つの修正案が否決を致されまして、原案を議題に致すことになつた譯であります、斯く致しまして、原案を議題に致しました處が、大多數を以て本典範案は可決致すべきものと決定を致した譯であります、其の賛成の

意見の発表を述べたいと存じますのは、正當の御結婚から御生れになつた嫡男系嫡出とせられたことは、道義の見地の外、御血統の純粹性を保つ立場からも極めて有難いことである。現行典範の建前としては、崩御以外には即位を認めたことはなかつたのであつて、極めて結構である。御自由意思を拘束すると云ふことはいかぬと云ふ意見もあり、御退位を認めなければ、自然人としての天皇を御拘束をし奉るやうになつて如何かと思ふと云ふ説もあつたけれども、天皇は即位其のものが御意思の問題ではなく、明治の典範が譲位を認めなかつたことは、深い思慮の上から出したものであると思ふ、此の故に本典範は非常に考慮を拂はれたものだと考へると云ふことでございました、又今一つは、立法的には多少の不備が認められるけれども、皇室の關係の事務は政府の事務であつて、新憲法に於ては特に此のことが明かになつて居る、従つて政府の責任者が事に當ることを必要とする、宮内府の長が皇室會議に列することになつて居り、又裁判官が之に參加すると云ふことも規定せられて居るが、飽く迄も國會の責任に於けるものであると云ふことに解釋すべきである、又王族公族は皇族でない一般國民となるべきであるが、併しそれを日本は負つて居るのである。

る、日本は近年不幸にも條約上の義務を果さないで信を失ふことが多かつたが、さう云ふ點に於て十分の條約上の義務を果して、信を失はないやうに努力をせられたいと云ふ希望を述べられて賛成された譯であります、斯く致しまして採決に入りまして、絶對多數で本典範案を可決致した譯であります、以上を以ちまして御報告を終る次第であります。

○議長(公爵徳川家正君) 討論の通告がござります、松村眞一郎君登壇

○松村眞一郎君登壇

○松村眞一郎君
者であります、本案は新憲法第三條に基き皇位繼承に關する規定を、第五條に基き攝政に關する規定を定むることを大體とするものであります、第一、皇位繼承に關しましては、皇位の繼承には皇統嫡男系嫡出男子たるべきことを定めるのでありますとして、庶出を認めざることは、此の典範に依りまして歴史上初めて定めらるゝものであり、皇位繼承に關し嚴かなる意義を有するものと考へます、特別委員會に於て政府は歐洲諸國の帝王の位の繼承に關する規定を参考資料として示されたのでありまするが、歐洲諸國に於ては帝王の地位、其の他尊貴の地位の繼承に關しましては、婚姻に付て重き考慮を置きましたが、マリアーナ・モルガナティイク、即ち相應しからざる婚姻の場合には、

婚姻其のものに付ては當事者の意思の自由を妨げないことが通例のやうでありますけれども、其の婚姻の配偶者は尊貴の地位に伴ふ待遇を受くることなく、其の婚姻に依る子孫は尊貴の地位を繼承することを得ざる傳統慣例が存するのであります、此のこととは政府よりの資料には示されて居りませぬけれども、參照、考慮することは無用ならずと考へます、即ち婚姻が子孫に及す所のものを、婚姻を爲すの初めに於て、婚姻當事者の慎重考慮することを求むるの精神の存するものなることを考へます、此の度の典範の規定が庶出の子孫を繼承の順位中に考へざることとは、其の精神に於て趣旨の同じきものありと思はれます、過去現在將來の多數の人々の總意たるべき所に基き、絶大の信頼を受けられて、尊貴的地位を繼承せらるべき順序に在らるべき法律上、道義上の境地に關しまして方々が祖先に對し、是等過去現在將來の無が無取の人々に對して有せらるべき法律上、道義上の境地に關しましては、極めて廣汎、遠大なる大乘的思惟、考慮を爲すを要することと存じますが、併しながら婚姻の如き自然人としての事柄に關しては、國民一般の倫理觀念に於て、崇高なりと考へらるゝ所に依り思惟せらるゝのであると考へます、從つて典範案第十條に於て皇族男子の結婚に付行はるゝ皇族會議に於ても、新憲法第二十四條の規定する所に依り思惟せらるゝのであると考へく、兩性の合意に重きを置かるべき

は當然であると考へるのであります。婚姻に附隨して典範案第十二條に規定する内親王、王及び女王の皇族身分離脱に關する皇室會議も起ることあるべきを想像し得るのであります。特別委員會に於ける討論の際、一委員より、皇位繼承に付正當婚姻の嫡出に依ることは、國民道義上の儀表たる所以であり、皇統の純粹性を保つ所以であること述べられたのであります。私も同様に考へるのであります。典範案が皇位に付嫡出に依ることと定むるのは、國內に於ては申す迄もなく、又國際關係に於ても皇位を極々尊嚴ならしむる所以であり、民法が典範案の示す所に従ひまして、續いて改正せらるべきは必然であります。皇室が國民道徳の淵源たる所以が愈々明かとなるのであると考へます。第二に攝政に關しましては、現行典範第二十三條に於て皇族女子の攝政に任ずるは其の配偶者在らざる者に限るとあるのを、本案は此の規定を置かないであります。また、新憲法第十四條が男女平等なることを定むるの精神に一致するのであります。配偶者ある皇族女子が攝政であらるゝ時、天皇の名で國事に關する行為を行はれるのでありますから、況んや民法が私權に關し、妻たるが爲に、見ることと存じます。典範案が國の大無能力となして居る規定は削除せられることは必然であります。刑法其の他に於ても、男女平等の趣旨の徹底を見ることがあります。

事に付男女平等の精神を宣示するものなるべきことは喜ぶべきことと考へまして、以上の如く規定の内容に於きまして、新憲法の精神に適應し、新時代思潮に適合するものなることを考へまして、私は本案の成立に賛成を致す者であります、併しながら本案の提出に付政府の執られたる形式的の手續及び典範其のものの法的本質に關しましては、政府と私とは根本的に所見を異に致して居るのであります。即ち第一、典範と憲法との關係、第二、現行典範と此の典範との關係、第三、新典範と一般法律との關係に付ての見解の相違であります、第一、典範と憲法との關係は、典範其のものの本質に關するのであります、典範は現行典範も皇位其のもとに關する根本規定を定めて居るもの、皇位繼承の規定を根本として居り、憲法は現行憲法も新憲法も皇位其のものに關する根本規定を定めて居るのでありますから、憲法と典範とは、兩者合せて國體の根本規定を定めて居り、兩者合せて實質上の憲法なることは變更を生じないのであります、典範は一方に於きましては皇室の家法と考へられて居りますが故に、現に新憲法第二條の英譯にも、皇室典範をインペリアル・ハウス・ロウと譯されて居りまして、現行典範の明治二十二年制定の際には公布せられて居りませぬ、又現行典範の改正増補は、皇族會議及び権威問の諮詢を経て制定せられ、公布せられて居りますけれども、議會の議

決を経ることとはなかつたのであります、新憲法第二條に於て、皇位繼承の規定は國會の議決を経たる典範に定むべきことを規定して居りますが爲に、本典範案は議會の議決を経ることになつたのであります、國會の議決を経ることになりましたからと云つて、是が爲に本質には變更はないのであります、現行の憲法と新憲法とは、憲法の名稱も異つて居ります、規定の同じきものは少いのであります、併しながら現行典範と本典範案とは、名稱は孰れも皇室典範であつて、主要規定たる皇位繼承と攝政の規定に於て、前述の二點の外は大體に於て規定の同じきものが多いのであります、典範は議會の議決を經まして依然として典範であつて、依然として實質上の憲法であつて、法律ではないと云ふのが私の見解であります、政府は、新典範は新憲法の下に於ける法律なりと解して居るのであります、第三に、現行典範と新典範との關係に付て、政府は現行典範は別に廢止の手續を執るのであつて、新典範は新たに制定せられたるものとして、新憲法施行の日より施行するとありますから、さう云ふことになるのであります、即ち現行典範と新典範との關係は、政府の見解に依りますると云ふと、兩者の間に切れてしまふ、斷絶があると云ふことになります、私は兩者の間に

は實質上の繼續があつて、斷絶しないと解するのであります、従つて私は憲法と同様に、典範も亦全部改正の手續に依るべきものと解するのであります、私の考ふる所では、元來本典範系の提出の際には、政府は次の如き手續を採るべきであつたのであると思ふのであります、即ち現行典範の規定に依りまして、全部改正の形式を以て、皇族會議と樞密顧問に諮詢せらるゝの手續を執りました後に、新憲法の要望に従ひまして、新憲法第百條に依り國會の議決に代へまして、議會の議決に付するとの云ふの手續を執るべきであつたと考へます、然るに皇族會議に御諮詢の手續を、政府は執つて居ないのであります、政府は現行典範に付きましては、先程も申上げました如く、別に廢止の手續を執ると云ふことを言明して居られるのであります、現行典範には廢止の手續の規定はありません、それでありますから、改正増補の手續に準するの外はないと思ひます、然らば皇族會議と樞密顧問との御諮詢を經るの手續を政府が執ることとなると思ふのでありまするが、斯くなりました場合には、樞密顧問に必要ならざる二度の御諮詢と云ふことになります、又皇族會議には諮詢ではないのでありますから、誠に不條理なる事態を生ずるのであると考へるのであります、凡そ法典の全部改正の形式と、現行法

典全部廢止、新法與新定の形式との間に
には、本質的の區別があると私は考へ
るのであります。前法との間に根本規定
の實質的連續がある場合には、全部改
正の形式に依るべきであり、前法と後
法との間に、根本規定に實質的の斷絶
があるので云ふ場合には、前法廢止、後
法新定の形式に依るべきものであると
私は考へるのであります。憲法に付き
ましては、帝國憲法の全部改正の形式
に依り、日本國憲法の制定があつたの
であります。私は之を解して憲法の、
根本規定なる國體の規定の實質的連續
があつて、即ち國體の變更がなかつた
が故に全部改正の手續を執つたので
あると私は思つて居るのであります。
不文法たる國體の根本規定が變らな
い、即ち其の不文の憲法が嚴として存
在して居り、其の不文の憲法に従つて
成文の憲法が制定せられるのであると
考へて居るのであります。國體が成文
憲法を定めるのであります。典範
法で國體を定めるのではないと思ひま
す。此のことは私は憲法案賛成の演説
中に述べて置いたのであります。典範
の場合も同様であります。典範の場
合と典範との場合に一貫したる所がな
いやうに私は思ひます。私は憲法の場
合も典範の場合も一貫したる理路を歩
合

んで居るものであると思ひます、政府は典範は法規であり、新憲法では國會の議決を経ることになつて居るから法律であると云ふのであります、併し新憲法第二條には「皇位は、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する」とあり、又第五條による文字はあります、典範は前述の如く實質上の憲法であります、典範なる法規であつて法律ではないとするのが私の見解であります、本案は最後の條文たる第三十七條に於きまして「皇族會議は、この法律及び他の法律に基く權限のみを行う」と規定し、附則第一項には「この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する」と規定し、附一第二項には「現在の皇族は、この法律による皇族として規定して居るのであつて、「この法律」とありますのは、「この典範」と改むべきであり、「他の法律」とあるのは「法律」と改むべきであります、此の趣旨の修正」を特別委員會に私は提案いたしましたが、委員長報告書の如く少數にて否決せられたのであります、其の理由は、修正案成立の困難なる事情の存することを考へまして、且、又本案が成立し、此の法律なる文

字が残りましても、元來規範が法律なり否やは憲法の解釋の問題であつて、興範は是迄通り興範と稱へられるのであります。以上の如く政府の本案を出の形式的手續及び皇室典範其のものの本質に付きましては、私は政府と定は適當なりと考へますから、茲に本案の成立を可なりとして賛成を致すのであります。

○議長(公爵徳川家正君) 他に御發言もなければ、本案の採決を致します。

本案の第二讀會を開くことに同意の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多數〕

○議長(公爵徳川家正君) 過半數と認めます。

○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第二讀會を開かれることを希望致します。

○子爵植村家治君 賀成

○子爵(公爵徳川家正君) 西大路子爵の勅諭に御異議はございませぬか
「上に誤なし」と呼ぶ者あり

○長(公爵徳川家正君) 御上にないと認めます

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ない
と認めます。
○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第二
二讀會を開かれることを希望致します
す。
○子爵植村家治君 賛成
○議長（公爵徳川家正君） 西大路子爵
の動議に御異議はございませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ない
と認めます。

○議長（公爵徳川家正君） 本案の第三
讀會を開きます。本案全部、第一讀會
の決議通りで御異議ござりませぬか
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ない
と認めます。

○議長（公爵徳川家正君） 日程第三、
皇室經濟法案、政府提出、參議院交付、
第一讀會の續、委員長報告、委員長請
由信爵

〔伯爵前田利男君登壇〕

右司決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及^シ吉候也

昭和二十一年十二月二十二日

委員長 伯爵前田 利男

貴族院議、公爵徳川家正殿

此の委員會は去る二十一日、二十二日
の兩日に亘り開きまして、慎重審議の
結果、全員異議なく、原案通り可決すべ
きものと決定致しました。此の法案の
提案理由説明に付きましては、從來皇
室經濟に關する事項は、帝國憲法、皇
室與頒、皇室財產令等に散在して規定
され、其の維持運營も、單に年々定額
の皇室經費、國庫から支出するだけで、
皇室經濟自體は國の經濟とは全く獨立
のものとされて來たのであります。が、
先に公布されました日本國憲法は、其の
第八十八條に於て、皇室經濟と國との
關係を規定し又其の第八十九條に於て、皇
室を一方當事者とする經濟行為に付て、
特別の規律をなして居るのでございま
す。此の法律は右の二條に基いて規定
することを要する事項を中心として、
皇室經濟に關する事項を臨時憲法的調查
會の答申を基準として立案され、一般
國法として擧出されたものでございま
す。即ち皇室の公用に供する國有財產
を皇室用財產とし、之に必要な事項を
規定し、次に日本國憲法第八條に規定
する、財產の授受に關するものであつ
ても、授受の性質、又は財產の價額に依
つて、其の都度國會の議決を要しない
一定價額を超えない財產の授受であつ
ても、短期間に同一當事者の間に繰
返して行はれる場合、又は皇室の同一

